

5. 給付管理票 「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。
 帳票(紙)で作成されて月遅れで提出される場合は、様式の右上に「新規」「修正」「取消」の表示を朱書きで記載してください。

